

土岐市立土岐津児童館

土砂災害（風水害）避難確保計画

施設名	土岐市立土岐津児童館（土岐市土岐津町高山4-1-2番地の2）
対象災害	土砂災害
区分	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）※土岐市ハザードマップ 令和3年3月現在
関連法律	土砂災害防止法

（指定管理者）社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

（施設所有者）土岐市

（作成日）令和2年8月5日（更新日：令和5年6月1日）

（目次）

1. 計画の目的
 2. 計画の報告
 3. 計画の適用範囲
 4. 施設の現況
 5. 防災体制
 6. 情報収集・伝達
 7. 避難誘導
 8. 避難の確保を図るための施設の整備
 9. 防災教育及び訓練の実施
 10. 利用者緊急連絡先一覧表
 11. 職員緊急連絡網
 12. 外部機関等の緊急連絡先一覧表
 13. その他
- ・別紙1・・・避難誘導における避難場所、経路、手段及び所用時間
 - ・別紙2・・・来館者緊急連絡先
 - ・別紙3・・・職員緊急連絡網

1. 計画の目的

この計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第8条の2に基づくものであり、本施設を利用する園児の土砂災害の発生又は土砂災害の発生する恐れのある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を土岐市長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設の職員及び利用する全ての者に適用するものとする。

4. 施設の現況

本施設は、災害時の一時避難所として指定されており、これまでに土砂災害の被害はないが、土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域に該当しており、南部からの土砂が想定されている。なお、市の洪水ハザードマップにおける浸水区域等には該当しない。

建物は鉄筋サモコン造の平屋建であり、耐震指数（I_s値）は1.58と地震による倒壊の危険性は少ない。

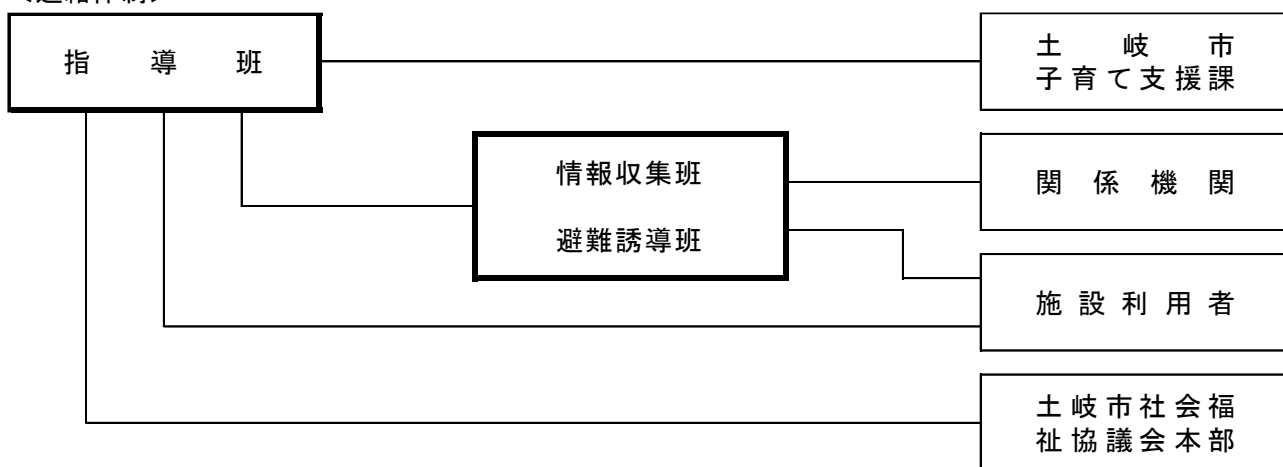
5. 防災体制

防火管理者のもと指揮系統を1本化する。情報に関しても一元化し、迅速な判断・行動がとれる体制を確保する。体制の確保にあたっては、児童の安全確保を最優先に行動する。

<防災体制>

体制	リーダー	班員
施設総括及び指揮班	代表者	防火管理者兼通報係
情報収集班及び避難誘導班	児童厚生員	防火担当兼避難誘導係

<連絡体制>



<防災体制確立の判断時期及び役割分担>

	事柄	対応者	活動内容
注意体制	○大雨注意報	代表者	・ 気象情報の入手 ・ 各職員へ連絡
警戒体制	○大雨洪水警報 ○暴風警報 ○高齢者等避難	代表者	・ 気象情報の入手 ・ 各職員へ連絡
		児童厚生員	・ 資機材の確認 ・ 避難経路の確認（別紙1） ・ 保護者への連絡（児童の引き渡し）
非常体制	○特別警報・土砂災害警戒情報 ○避難指示（緊急）	代表者	・ 気象情報入手 ・ 保護者への連絡 ・ 各職員へ連絡及び避難指示の伝達
		児童厚生員	・ 保護者への連絡 ・ 避難誘導（児童の引き渡し、未引き渡し児童の避難） ・ 避難状況の確認
	○施設損壊発生	代表者	・ 消防署等に応援要請

※本施設や周囲の状況を判断し、施設統括が必要と認めたときは上記同様に防災体制を確立する。
 ※地域福祉課は、体制内の役割を補助する。

6. 情報収集・伝達

(1) 情報収集

以下の方法等により情報収集に十分留意し、予め土砂災害等が発生し始めたらどの様に対応するかについて、土岐市の担当者と十分に情報交換を行なうとともに、早期に対応が図れる様に対策を準備しておく。(当用紙がPDFの場合「⇒」のあるものはリンクが貼り付けられている。)

- ①気象情報
 - ⇒気象庁警報・注意報（土岐市）
 - ⇒岐阜地方気象台（各種情報）
 - テレビ、ラジオ、インターネット
- ②洪水予報等
 - ⇒気象庁警報・注意報（土岐市）
 - ⇒岐阜県川の防災情報（東濃）
 - 土岐市からの連絡、防災情報無線、インターネット
- ③避難勧告等
 - 土岐市からの連絡、防災情報無線、インターネット

気象庁警報・注意報（土岐市）	岐阜地方気象台（各種情報）	岐阜県川の防災情報（東濃）
		

(2) 情報伝達

- ①保護者
 - ・来館者名簿による。
- ②職員
 - ・施設内においては口頭での伝達。不在職員には職員連絡網による。
- ③土岐市担当課
 - ・電話により土岐市担当課（子育て支援課）に情報伝達・報告を行う。
- ④関係機関
 - ・「12. 外部機関等の緊急連絡先一覧表」に定める機関に、必要に応じて電話等により連絡する。

7. 避難誘導

(1) 避難誘導方法

原則、来館者名簿により保護者に連絡し、迎えをお願いする。

緊急連絡メールが使用できない場合及び迎えのない（遅い）場合、電話（職員の携帯電話）で緊急連絡網により連絡を行う。

引き渡しについては、職員が来館者1人1人の氏名を確認し、引き渡し状況について確認を行う。

(2) 避難場所

土砂災害（風水害）による避難が必要な場合には、本施設内の集会室に安全を確認しながら避難する。避難にあたっては来館者の年齢や状況に応じて職員が連絡を取り合いながら対応する。

保護者の迎えの前に土砂災害が発生する恐れがある場合、土岐市役所へ児童及び職員の安全を確保しながら避難する。その際、保護者と連絡を取り合いながら実施する。

※避難場所、経路、手段、所用時間等は別紙1に定める。

(3) 避難基準

避難を開始する基準は、「5. 防災体制」における非常体制の特別警報となった場合とする。また、施設周辺の状況及び目視等により地域福祉課が必要と判断した場合も同様に避難を開始する。

(4) 避難時の対応

避難が長期化する恐れ及び在庫物資等の確保のため、給食、医薬材料及び衛生材料等については避難場所付近に移動させる。

8. 避難の確保を図るための資機材の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、以下のとおりとする。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

情報収集・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> ファックス	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー		<input type="checkbox"/> 懐中電灯
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（職員、利用者）	<input type="checkbox"/> 案内旗	<input type="checkbox"/> 電池	<input type="checkbox"/> 拡声器
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	
	<input type="checkbox"/> ヘルメット	<input type="checkbox"/> 避難車	<input type="checkbox"/> 寝具	<input type="checkbox"/> 防寒具（雨具）
	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 食料	<input type="checkbox"/> おやつ	
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき	<input type="checkbox"/> おんぶひも	<input type="checkbox"/> ミルク	<input type="checkbox"/> 哺乳瓶
その他	<input type="checkbox"/> ティッシュ	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ	<input type="checkbox"/> ゴミ袋	<input type="checkbox"/> タオル
	<input type="checkbox"/> 救急箱			
浸水対策	<input type="checkbox"/> 土嚢	<input type="checkbox"/> 止水板		

9. 防災教育及び訓練の実施

年間の訓練計画を毎年4月に作成し、計画に基づき避難訓練を実施する。また、全職員又は新規採用職員等を対象とした研修等を実施する。

降雨が多く見込まれる梅雨時及び台風接近前には代表者会議等において職員への防災教育及び非常災害対応についての確認を行う。

10. 利用者緊急連絡先一覧表

別紙2

11. 職員緊急連絡網

別紙3

12. 外部機関等の緊急連絡先一覧表

関係機関	土岐市消防本部	53-0119
	土岐市役所子育て支援課	54-1334（直通）54-1111（代表）
	多治見警察署土岐津交番	55-2002
協力機関	土岐市立総合病院	55-2111
ライフライン	電気	中部電力 0120-985-232、25-2335
	水道	土岐市上下水道課 54-1248（直通）54-1111（代表）

13. その他

児童館職員は、風水害・土砂災害の被害を未然に防止するため、児童館内外の危険箇所を点検し、必要な措置を講じる。

重要書類、文書、教材備品類等の安全保管及び非常持ち出しについて準備を行い、被害を最小限にする。

避難誘導における避難場所、経路、手段及び所用時間 (土岐市立土岐津児童館)

1. 避難場所 土岐市役所

2. 経路、手段及び所要時間

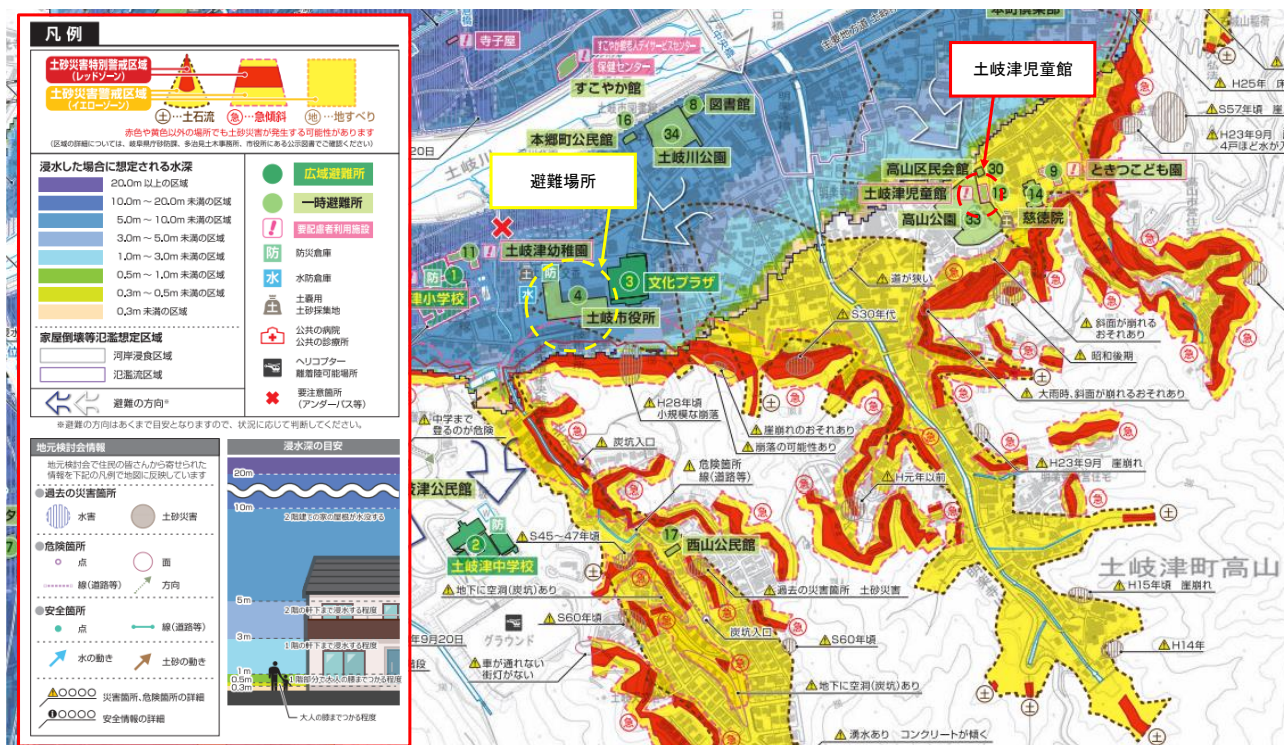
保護者の迎えの前に土砂災害が発生する恐れがある場合

- ・経路は下図のとおり 約800m
- ・徒歩で移動（職員が集団の前後を担う）※場合によっては職員の自家用車の使用を可能とする。
- ・所要時間 徒歩約15分

3. 避難経路



▼令和3年3月



来館者緊急連絡先一覧表
 (土岐市立土岐津児童館)

この連絡先は、来館時受付名簿兼保険名簿（土岐市立児童館及び児童センター共通様式）とする。

施設名： _____ 令和 年 月 日 () _____ (No. _____)

確認	なまえ (ふりがな)	年齢、学年、保護者は○を記入				入館時間	退館時間	地区名	でんわばんごう
		幼児	小学生	中学生	保護者				
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
		歳	年生	年生					
合計		人	人	人	人				

職員緊急連絡網【土砂災害（風水害）避難確保計画】
 （土岐市立土岐津児童館）

この連絡網は、人員に変更がある都度作成し各自所持する。

1. 連絡網の作成日

令和5年6月1日

2. 連絡経路

- (1) 児童館代表者 → 地域福祉課係長
- (2) 地域福祉課係長 → 地域福祉課長補佐
- (3) 地域福祉課長補佐 → 地域福祉課長及び土岐市子育て支援課
- (4) 地域福祉課長 → 事務局次長
- (5) 事務局次長 → 事務局長

3. 連絡が不在の場合は次のとおりとする。

- ・ 役職を兼務する者があるときは、兼務する役職を優先する。
- ・ 代表者不在の場合は、児童厚生員とする。
- ・ 地域福祉課係長不在の場合は、地域福祉課長とする。
- ・ 地域福祉課長不在の場合は、事務局次長とする。
- ・ 事務局次長不在の場合は、事務局長とする。
- ・ 事務局長不在の場合は、土岐市子育て支援課とする。

4. 連絡先

役職等	氏名	最上段：事務局営業日 中下段：事務局休業日
事務局長		
事務局次長		
地域福祉課長		
地域福祉課長補佐		
地域福祉課係長		
児童館代表者		
児童館児童厚生員		
土岐市子育て支援課		